

令和 3 年度

都建第 37 号

万葉公園板柵改修工事

工事实施設計書

小矢部市

令和 3 年度

小矢部市役所

設 計 書

小矢部市 石坂 地内

万葉公園板柵改修工事

工事金額 円 (消費税相当額 円)

内 訳

都
建
第
37
号

工事
概要

万葉公園
・板柵工
施工延長 L=99m
板柵 A=75m²

特記仕様書

工事名：万葉公園板柵改修工事

第1条 一般

この特記仕様書は、「土木工事共通仕様書(富山県土木部)令和2年10月」第1編共通編1-1-1-2の第6項に基づき、当該工事に必要な事項について定めるものとする。

本工事の施工にあたっては、特記仕様書及び共通仕様書、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(国土交通省)平成26年6月」、「遊具の安全に関する基準 JPPA-SP-S:2014(一般社団法人 日本公園施設業協会)2014年6月」の他、これに付随する関係基準図書等に基づいて適正に施工すること。

第2条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

- 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。
 - 1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - 2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
 - 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
 - 4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

第3条 工事材料の検査

主要材料については、監督員の段階確認を受けて使用するものとする。

第4条 コンクリート配合

使用目的別の配合緒元は次表のとおりとする。

番号	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ [°] (cm)	粗骨材の 最大寸法(mm)	W/C (%)	C (kg/m ³)	セメントの 種類	使用目的
1	—	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—

第5条 コンクリートの水セメント比

コンクリートの水セメント比は第4条コンクリート配合を遵守すること。指定した呼び強度に対して、セメント比が確保できない場合は、上位規格を用いるものとする。

第6条 「不採用調書」の提出

受注者は、工事の施工に関する下請契約において県内企業を採用しない場合及び工事で使用する建設資材について県内地場産品を採用しない場合は、あらかじめ、「下請契約における県内企業及び県内地場産品の不採用調書」を監督員に提出しなければならない。

第7条 工事特性・創意工夫・社会性等の実施

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに「富山県請負工事成績評定要領」第4第7項に定める様式により提出することができる。

第8条 産業廃棄物の適正処分

本工事から発生する産業廃棄物の処分は、その費用も含め元請業者自らの責任において適正に処理しなければならない。

第9条 建設発生土

本工事の発生する建設発生土については、埋戻しに使用し、その他は小矢部市安楽寺地内の公共残土仮置場へ搬出するものとする。搬出先は積算上の明示条件であり、請負者の明示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、施設の受入れが困難な場合等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第10条 再生材の利用（基礎砕石及び裏込材等）

次表の基礎砕石及び裏込材には再生砕石を使用するものとする。品質については、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」に基づくものとする。なお、再生砕石の入手が困難な場合は、監督員と協議のうえ砕石（新材）に変更できるものとする。

工種	品種	使用箇所
—	—	—

第11条 公害防止

建設機械の搬入・搬出及び現場作業による土砂の流出等により周辺に影響を及ぼした場合は、直ちに現状に回復すること。

第12条 工事实施前の事前調査

請負者は、あらかじめ既存構造物等について事前調査を行い、善良な管理義務を怠ったことにより、物件に被害が認められた場合は、請負者が責任を持って処理するものとする。

第13条 工事用支障物件

- 1 工事中、支障物件がある場合は、監督員に報告し、協議のうえ施工を行うこと。
- 2 監督員への報告を怠り、支障物件を処理したときに生じた損害については全て請負者の負担とする。

第14条 安全管理

公園敷地内の工事のため、第三者に対する安全性を十分考慮して施工を行うこと。

第15条 その他

その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

総括情報表

事務所 設計書名 変更回数 適用単価 適用単価地区 単価適用年月日 諸経費体系	0001 建設課 実施設計書 当初 0 1 実施単価 07 砺波地区 0-03.06.15(0) 1 公共		
前払率 諸経費工種 労務費補正 電力区分 施工地域区分 寒冷地区分 緊急工事区分 契約保証区分 現場環境改善費 週休2日工事補正 消費税率 (%)	当 世 代 40 10 公園 01 割増なし 02 臨時低圧電力 12 補正無し 01 補正なし 00 通常 03 補正なし 00 計上しない 00 計上しない 10	前 世 代	

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費						X1000
施設整備						Y1903
園路広場整備工						Y290305
板柵工						Y39030513
板柵						Y4903051311
			式			
杉板（防腐加工処理） 0.90×0.20×0.04/枚 H=0.60/箇所 左側	30		m ²			W0001
杉板（防腐加工処理） 0.9×0.25×0.04/枚 H=0.75/箇所 右側	45		m ²			W0002
板柵取外し・設置工	1		式			V0001 0
						施工 第0-0001号表
切口防腐剤塗装工	1		式			V0002 0
						施工 第0-0002号表

本工事費内訳表

	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接工事費						
共通仮設費 (率分)			式			
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費			式			
現場管理費計						
工事原価						
一般管理費等			式			
工事価格						

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
消費税等相当額					
請負対象工事費		式			
工事価格計					
消費税等相当額計					
請負対象工事費計		式			

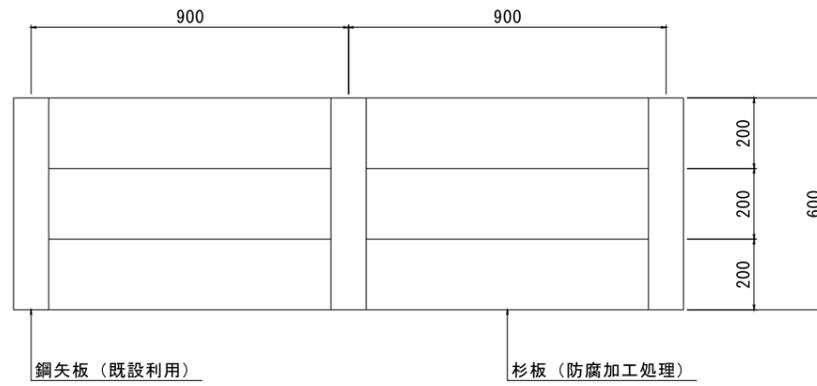
参考様式

工事数量総括表

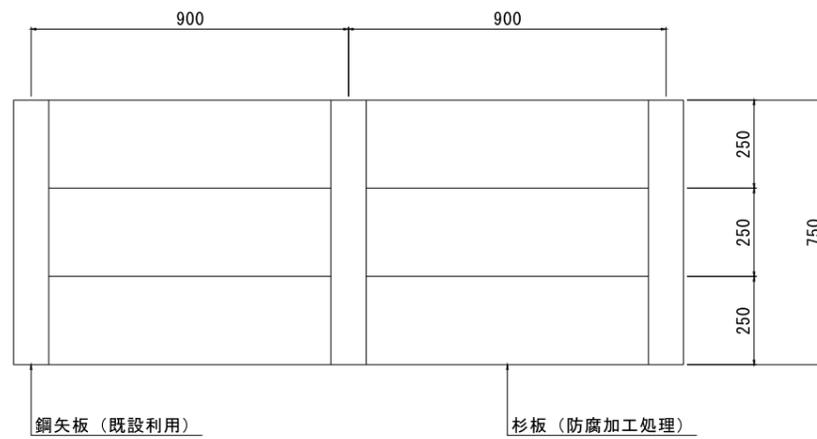
工事区分(レベル1)	規格	単位	数量	摘要
工種(レベル2)				
種別(レベル3)				
細別(レベル4)				
施設整備		式	1	
園路広場整備工		式	1	
板柵工		式	1	
杉板	0.90×0.20×0.04/枚 H=0.60/箇所	m2	30	左側
杉板	0.90×0.25×0.04/枚 H=0.75/箇所	m2	45	右側
板柵取外し・設置工		式	1	
切口防腐剤塗装工		式	1	
直接工事費		式	1	
共通仮設費		式	1	
共通仮設費(率分)		式	1	
純工事費		式	1	
現場管理費		式	1	
工事原価		式	1	
一般管理費等		式	1	
工事価格		式	1	
消費税等相当額		式	1	
工事費		式	1	

標準図 S=1/10

(左側)

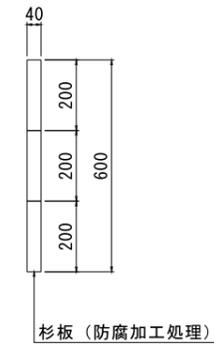


(右側)

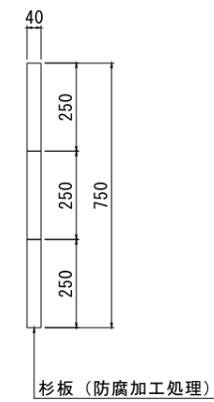


断面図 S=1/10

(左側)



(右側)



位置図

